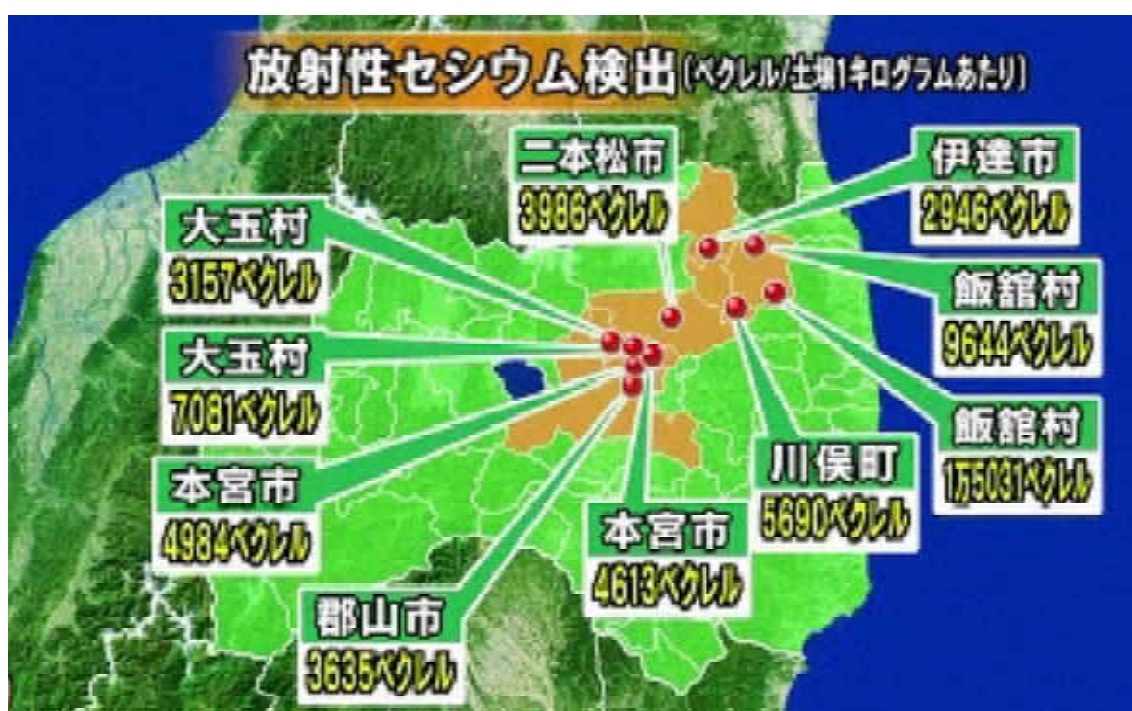


被曝量を推測した結果、殆どの地域で 1 年間で 0.03mSv 以下であった。

最も高い地域は浪江町の赤宇木地区で 0.07mSv、食事の最大値と合わせると 0.16mSv になる。但し、これは内部被曝に関する研究であって、実際はこの量に外部被曝の影響があるので、これらを勘案しなければならない。

同研究チームの測定によると、許容年間被曝量を数時間でオーバーしてしまうスポットが散在していると報告されており、外部被曝には細心の注意が必要であり、20km 圏内の帰宅はまだ時間がかかりそうです。

ステップ 2 も年内か遅くとも 1 月までには収束する予定ですから、冷温停止となり、新たな放射性物質の放射がなければ、これ以上の大気汚染がなくなり、落ち着くのではないのでしょうか。そうすると外部被曝、呼吸による内部被曝の心配も薄らぎ、後は飲食物の汚染度ですが、検査済みを利用するしかありません。



Q：原子力災害対策特別措置法が初めて施行されたと聴きましたが？

A：1999 年、東海村の JCO での臨界事故を受けて、翌 2000 年に成立、施行された法で、国が事故の拡大防止策や自衛隊の派遣、住民の避難などを判断する根拠になります。

福島第一原発事故を受けて原子力災害対策特別措置法が成立後は初めての施行で、「原子力緊急事態宣言」はこの法律が根拠になります。

原発事故後 10 日目位から、飲料水、野菜、海産物から放射性物質が検出された、との報告が相次ぎ、「福島産のホウレン草、キャベツ等から暫定規制値を上回る放射性ヨウ素がや放射性セシウム 137 が検出し

